

県下統一地域連携 IC カードについて

R7.12.17/長野県交通政策課

1 地域連携 IC カードの導入推進

- 県内市町村・交通事業者等で構成される長野県公共交通活性化協議会において、公共交通機関におけるキャッシュレス化について議論・検討を進めてきた。
- 協議会では、県内全域で誰もが交通モードにかかわらずシームレスに公共交通機関を利用できる決済環境を目指す姿とし、決済方式は「地域住民のみならず、全国（海外）から訪れる公共交通機関利用者が容易に使用可能な決済手段」の導入が必要との認識から、令和4年10月に「路線バスに導入を進める決済方式について、地域連携 IC カードを基本とする」ことを決定。
- この決定を踏まえ、長野県では地域連携 IC カードの導入経費の支援を行うなど、導入を推進していくこととした。

2 県下統一地域連携 IC カードの導入について

- 県内各地域において地域連携 IC カードの導入に係る意見交換を行う中で、発行方式について、事業者ごとや地域ごとではなく、県下統一のカードにより発行を進めてほしいとの意見があった。
- そのため、令和5年9月の協議会において、長野市公共交通活性化・再生協議会が導入を予定している地域連携 IC カード（新 KURURU）を県下統一カードとして導入を進めることとして検討を行うこととした。

3 県下統一地域連携 IC カード事業の実施体制等について

- カードの共同発注・デポジット金の精算等、共同で発生する事務については、長野県公共交通活性化協議会に事務局を設置し、事務を行うこととして検討を実施。
- 今後は、当該事業の円滑な実施を行うため、長野県公共交通活性化協議会に「長野県下統一地域連携 IC カード検討部会」を設置し具体的な検討を行っていきたい。